

生徒心得

1.日常の礼法

服装・態度

- (1) 言動は謙虚で品位を保ち、先生や友人に対しては親しい中にも礼儀を失わない。
- (2) 服装は常に清潔にし、制服は服装規定にあったものを着用する。

行動

- (1) 登下校時は言動に気をつけ、本校生徒としての誇りを失わない。
- (2) 先生、級友に出会ったときは挨拶を交わす。
- (3) 校舎内は静粛にし、他人の迷惑になるようなことは慎む。
- (4) 授業は真面目な態度で受ける。
- (5) 火災発生時以外は火災報知器や消火器、消火栓等にふれない。
- (6) 校内美化に努め、清掃をきちんとする。
- (7) 保護者の許可なしに夜間外出及び他家での宿泊を慎む。

2.登校・下校

- (1) 8時40分までに登校する。
- (2) 放課後遅くまで残る時は担任の許可を受ける。
- (3) 通学途上は交通法規を守り、事故の起こらないように気をつける。

3.届・願

(1)遅刻

8時45分以降は遅刻とする。
遅刻する場合は、保護者が電話その他の方法で学校に届け出る。

(2)早退

あらかじめ理由がわかっているときは、保護者が電話その他の方法で学校に届け出る。
病気その他の不時の理由で早退するときは、担任の許可を得て、早退許可証を交付してもらってから下校する。

(3)外出

必要がある場合は、担任の許可を得て、外出許可証を受け取り携行する。

(4)欠席

あらかじめ理由がわかっているときは、保護者が事前に届け出る。
不時に欠席するときは、保護者が電話その他の方法で学校に届け出る。

(5)忌引

忌引きは保護者が電話その他の方法で学校に届け出る。

(6)規定外服装の必要がある場合は、保護者が電話その他の方法で届け出てその許可を得る。

(7)単車通学をする場合は生徒指導部に願い出てその許可を得る。

(8)アルバイトは原則として禁止する。

4.校舎教室

- (1) 始業の合図とともに教室または所定の場所で静かに待つ。
- (2) 自習課題の時間は所定の場所で静かに自習課題をする。
- (3) 教室を空ける時は戸締まりをする。
- (4) 学校の備品はすべて大切に取り扱い、あやまって破損したときはただちに担任またはクラブ顧問に申し出る。
- (5) クラブ部室の使用は放課後とする。ただし、特別の理由のあるときはクラブ顧問に申し出る。

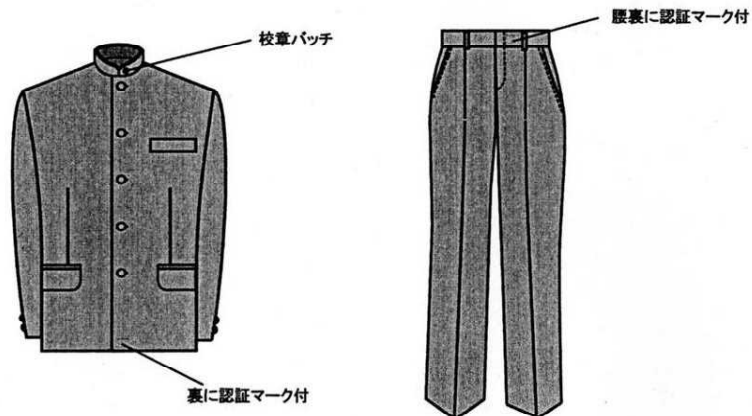
5.服装規定

(1)頭髪

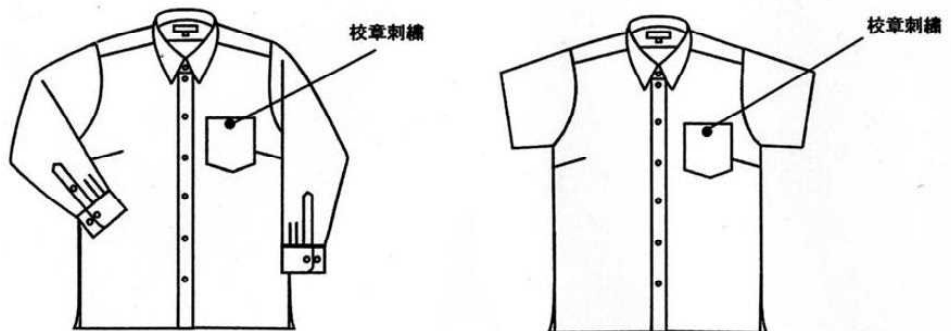
常に清潔を保ち、パーマ、染色(脱色)は禁止する。

(2)制服

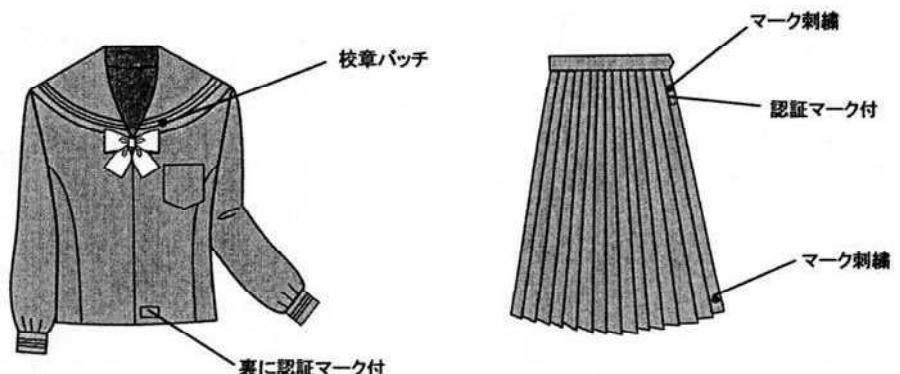
学生服(冬服)・上着は詰襟学生服(校章入りボタン前5個、左右袖各2個)で、ズボンとも、色は黒色とする。指定位置に学校指定の認証マーク付き。
・上着の左襟に校章バッジ付き。
・上着丈の長さは臀部(お尻)が隠れる程度とする。
・上着の詰め襟の幅は、広くなく、狭くなく、ラウンドカラー型とする。
・ズボンの裾幅は、21cm～25cm程度とする。
・学校指定の白色のカッターシャツを着用する。裾はストレートタイプでズボンの中に入れる。



- (夏服)・上着は学校指定の白色のカッターシャツを着用する。
- ・ 長袖、半袖どちらでもよい。指定外のシャツは認めない。
 - ・ カッターシャツは左胸ポケット中央部に校章が刺繍で入る。
 - ・ ズボンには冬ズボンと同様に学校指定の認証マーク付き。



- セーラー服(冬服)・上着、スカートとも、色は紺色。指定位置に学校指定の認証マーク付き。
- ・ 上着は、前開きのファスナータイプ。(ホックタイプも有り)
 - ・ 上着は、襟と袖にグリーン色の3本線付き。また指定のリボンをつける。
 - ・ 上着左襟ライン上に校章バッジ付き。
 - ・ 上着の丈は腰骨にかかる程度とする。
 - ・ スカートの左ファスナーヒダ上の裾とベルト下に学校指定マークが刺繍で入る。学校指定マークが無いものは、加工違反服とみなす。
 - ・ スカートの丈の長さは、ひざ上部を基本とする。(ひざが出てしまう短い丈の長さや、長すぎる丈は禁止する。)



- (夏服)・上着は白のセーラー服で前開きのファスナータイプ。(ホックタイプも有り)
- ・ 長袖、半袖どちらでもよい。
 - ・ 上着は襟にグリーン色の3本線付き。また指定のリボンをつける。
 - ・ 上着の左胸ポケット上部中央に校章が刺繍で入る。
 - ・ 上着の丈は、冬服同様、腰骨にかかる程度とする。
 - ・ スカートは、色、サイズ、規定ともに冬服と同様。



(3) 靴、靴下、防寒具

学生らしい華美にならないものとする。

女子のカーディガンは、以下の条件で認める。

- ・色は紺か黒（無地）とする。
- ・ボタン付きのカーディガンとする。
- ・カーディガンの丈は腰骨にかかる程度とする。

(4) 装身具類等（ピアス、エクステンション、付け爪、指輪、化粧等）は禁止する。

6. 下記事項は厳しく禁止する。（指導措置あり）

- (1) 服装規定の違反
- (2) 審査中の不正行為または疑わしき行為
- (3) 授業中における学習の妨害
- (4) 理由のない欠席、欠課、早退、および無届外出
- (5) 故意による校舎・学校備品の破損
- (6) 暴力行為
- (7) 交通法規の違反
- (8) 男女間の風紀を乱す行為
- (9) 風紀上悪影響があると認められる飲食店、喫茶店、遊技場等への出入り
- (10) 深夜徘徊（午後 10 時～午前 4 時） 無断外泊
- (11) 法律等で禁止されている事項（飲酒、喫煙、パチンコ等）
- (12) その他 生徒としてあるまじき行為

7. その他

- (1) 非常の場合はただちに担任に連絡する。
- (2) 会合・掲示・集会等は事前に担任またはクラブ顧問の許可を得る。